（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（補助金の交付の対象事業及び対象者） **第３条**　厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。	（補助金の交付の対象事業及び対象者） **第３条**　厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。
交付の対象事業 / 事業内容 / 研究類型 （略） / （略） / （略） 6　女性の健康の包括的支援政策研究事業 / 女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究事業 / 一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型 （略） / （略） / （略）	交付の対象事業 / 事業内容 / 研究類型 （略） / （略） / （略） 6　女性の健康の包括的支援政策研究事業 / 女性の健康の一層の増進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究事業 / 一般公募型 （新設） 戦略型 若手育成型 （略） / （略） / （略）
２～17　（略）	２～17　（略）

その他告示

○国土交通省告示第三百十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
公園名 / 設ける者 / 占用物件 （略） 国営木曽三川公園 / （略） / （略） 岐阜県海津市 / 下水道管及びポンプ施設 株式会社アイシン / バス停留所の標識 名鉄バス株式会社 / バス停留所の標識 （略）	公園名 / 設ける者 / 占用物件 （略） 国営木曽三川公園 / （略） / （略） 岐阜県海津市 / 下水道管及びポンプ施設 株式会社アイシン / バス停留所の標識 （略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。